者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国有企業等との関係」欄についても、同様とする。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

15　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」とは、届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなるものをいう。

16　本届出書で届け出る承継対象の事業について、外国為替及び外国貿易法第27条第３項第１号イ又はロに掲げる事態が生じないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「８　その他の事項」欄に記載することができる。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）